

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 55 号

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営
に関する基準等を定める条例の一部改正について
函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基
準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 23 号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針，人員ならびに設備およ
び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨および基本方針（第 114 条・第 115 条）

第 2 款 人員に関する基準（第 116 条・第 117 条）

第 3 款 設備に関する基準（第 118 条・第 119 条）

第 4 款 運営に関する基準（第 120 条～第 131 条）

を「第 5 節 削除」に改める。

第 100 条第 1 項第 3 号中「（次項において「提供単位時間数」とい
う。）」を削り，同条第 2 項を削り，同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を
「前項第 3 号」に改め，「（第 2 項の適用を受ける場合にあつては，同
項の看護職員または介護職員。次項および第 7 項において同じ。）」を
削り，同項を同条第 2 項とし，同条第 4 項中「および第 2 項」を削り，
同項を同条第 3 項とし，同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め，
同項を同条第 4 項とし，同条中第 6 項を第 5 項とし，第 7 項を第 6 項と

し、第8項を第7項とする。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。））」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。））」を削り、「この条」の後ろに「および第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員または介護職員。次項において同じ。））」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「および第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。））」に改める。

第182条中「，指定通所介護事業所」の後ろに「，指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。））」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の後ろに「，指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護，指定訪問看護および指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護または指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定通所介護事業所における看護職員および介護職員の配置の特例に関する基準ならびに指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準を廃止し、基準該当短期入所生活介護事業所を併設すべき事業所の種類に指定地域密着型通所介護事業所を加え、ならびに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務委託により提供する受託居宅サービスの種類に指定地域密着型通所介護を加えるため